

10月は浄化槽月間です

浄化槽は、家庭からの生活排水をきれいな水に浄化し、地域の快適な生活環境を守る役割を担っています。

浄化槽法では、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。地域の水環境を守るため、適切な維持管理を行いましょう。

保守点検

浄化槽の保守点検、付帯設備の補修や消毒剤の補充などを行います。専門的な知識を持った浄化槽保守点検業者に委託してください。

清掃

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りを行います。浄化槽清掃業許可業者に委託して、年1回以上実施してください。

法定検査

保守点検、清掃により浄化槽の管理が適切に行われているかを検査します。浄化槽法第11条により年1回受検が義務付けられています。県指定検査機関にお申し込みください。

指定検査機関

(一財) 静岡県生活科学検査センター

☎054-621-5863

問合せ先

環境対策課(清掃センター内) ☎22213

賀茂健康福祉センター環境課 ☎242053

犬猫愛の掲示板のお知らせ

飼っている犬や猫などの動物を譲りたい方と譲ってほしい方との情報の交換を目的として、「ポッチとニャンチの愛の伝言板」を市役所西館1階ロビーに設置しています。

動物を譲りたい方

伝言板に設置されている伝言票に必要事項を記入して、伝言板に貼ってください。写真がある場合には一緒に貼ってください。

動物を譲ってほしい方

伝言票に記載されている連絡先に直接連絡して、譲りたい動物の所有者の方と直接話し合ってください。

その他

ゆずり受けが成立した場合は、環境対策課まで連絡してください。

注意事項

- ・営利目的での使用はできません。
- ・金銭面のトラブルには一切介入しません。
- ・掲示の期間はおおむね1か月です。

市内の伝言板設置場所

下田市役所西館1階ロビー
静岡県下田総合庁舎1階



問合せ先

環境対策課(清掃センター内) ☎22213 FAX22287

10月は里親月間です 子どもたちは、 暖かい家庭生活を提供して くれる里親を求めています

問合せ先 福祉事務所社会福祉係
(窓口⑥) ☎22216



里親になるには？

- ①子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること
- ②心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること
- ③子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること(親族里親は除く)
- ④禁錮以上の刑を執行中又は執行猶予期間中でないこと

里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。県が実施する研修を修了し、知事が里親として認定した方は里親名簿に登録されます。

里親になったら？

児童相談所が面会や交流を繰り返し上で、養育をお願いします。子どもの養育をお願いします。いる間は、定められた養育に必要な経費が支払われます。子育ての悩みや不安には、児童相談所が相談に応じます。

里親の種類は？

里親には、委託期間や目的などによって4種類あります。**養育里親**：子どもが自らの家庭に戻ることができるまで、又は自立できるまで養育する里親
専門里親：虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子どもや非行のある(非行に結びつくおそれのある)子ども、身体・知的・精神障害のある子どもを養育する里親
親族里親：保護者が亡くなった又は行方不明等となった子どもを、その子どもの3親等内の親族が里親としての認定を受けて養育する里親
養子縁組希望里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

問合せ先

里親の申込みについて

福祉事務所社会福祉係

(窓口⑥) ☎22216

賀茂児童相談所

☎242038

里親制度について

県子ども家庭課

☎054-221-3760

賀茂児童相談所

☎242038

水銀使用製品の 適正処理に ご協力をお願いします



水銀及び水銀化合物の人為的な排出から、健康及び環境を保護することを目的に、「水銀に関する水俣条約」が発効されています。これに伴い、水銀を使用した製品の廃棄について、より適正な処理が必要です。

皆さまにお願いしたいこと
水銀使用製品は、次のとおり処理をお願いします。

● 蛍光灯

リサイクル分別収集、又は清掃センターへお持込みください。



● ボタン電池

回収協力店へお持込みください。
※協力店は(一社)電池工業会のホームページからご確認ください。



● 水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計

清掃センターへご相談ください。
※事業所から排出された製品については、清掃センターでは処理できません。
また照明器具をLED化するなど、水銀使用製品からの切替えをお願いします。



問合せ先

環境対策課(清掃センター内) ☎22213

助け合い、 支えあう 「年金」って とっても大事



任意加入制度のご案内

やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間や国民年金に加入していなかった期間がある場合は、その期間に応じて年金額が少なくなります。

国民年金では、本人の申出により、保険料の納付済み期間が40年間(480月)に満たない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳から65歳になるまでの間、任意加入して年金額を増やせます。

老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済み期間や保険料免除期間などが原則として10年(120月)以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入できます(昭和40年4月1日以前に生まれた方に限る)。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

日本に居住する 外国人の方も 国民年金に加入します

外国籍の方でも、20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある場合、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金や共済組合の加入者を除く)。加入手続は、国民年金担当窓口までお願いします。

なお、外国籍の方が国民年金保険料を6か月以上納めて、年金給付を受けずに帰国した場合、出国後2年以内に請求手続をすると、保険料を納めた期間に応じて脱退一時金を受けられます。

問合せ先

市民保健課国民年金係

(窓口③) ☎223922

☎223922